

若桜町監査告示第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成28年12月26日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成28年12月22日（木）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 税務課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 町税等（保険料）の収納状況について
 - 町税等（保険料）の滞納状況について
 - 滞納者の分納確約書の徴取状況について
 - 減免、課税免除の状況について
 - マイナンバー制度への対応状況について
 - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - (1) 収納状況の増減原因の把握が行われているか。
 - (2) 滞納者の実態は十分調査されているか。
 - (3) 滞納者に対する滞納処分は適時、かつ適正に行われているか。
 - (4) 非課税、減免、課税免除の扱いは、規定に基づいて適正に行われているか。
- 5 監査の結果
 - (1) 町税等の収納状況及び滞納状況等については、指摘事項は特になし。
なお、債権回収に関する条例を整備し、規定に基づき事務に当たられたい。

以上